

申請受付開始のご案内

学校締切日：令和8年8月19日（水）

※ただし 8/10～14 は学校閉庁日になります。

高校生等奨学給付金 **通常給付**

奨学給付金は、教科書費や学用品費など、授業料以外の教育費を支援する制度です。
支給要件を満たす方は、申請により返済不要の給付金が支給されます。

●主な支給要件

1. 基準日（令和8年7月1日）に保護者等が茨城県内に在住していること。
2. 保護者の世帯が、①～④のいずれかに該当すること。

①生活保護（生業扶助(高等学校等就学費)）受給世帯

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していない場合は②の対象者として扱います。

②住民税所得割額が 0 円（非課税）の世帯

③住民税所得割額が 100 円以上 105,500 円未満の世帯（年収目安 270～380 万円）

④住民税所得割額が 105,500 円以上 182,500 円未満の世帯（年収目安 380～490 万円）

- ・②～④については、保護者等全員（親権者等）の 道府県民税 及び 市町村民税の合算額で判断します。
 - ・収入の有無に関わらず保護者等全員の課税額の確認書類が必要となります。
- ※両親（または片方の親）が海外赴任等により、課税額が確認できない場合等は支給対象となりません。

●高校生 1 人あたりの支給額（年額）

区分	全日制
生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円
住民税所得割額 非課税世帯	143,700円
住民税所得割額 100 円以上 105,500 円未満	47,900円
住民税所得割額 105,500 円以上 182,500 円未満	35,930円

（注1）受給を希望する場合は申請が必要です。

（注2）国籍・在留資格等の要件によって受給できる区分が異なります。

（注3）早期給付受給者が、通常給付でも受給認定となった場合は、上記年額から早期給付額を差し引いた差額が支給されます（ただし、差額が5円以下となった場合の支給はありません）。

●申請から認定までの流れ

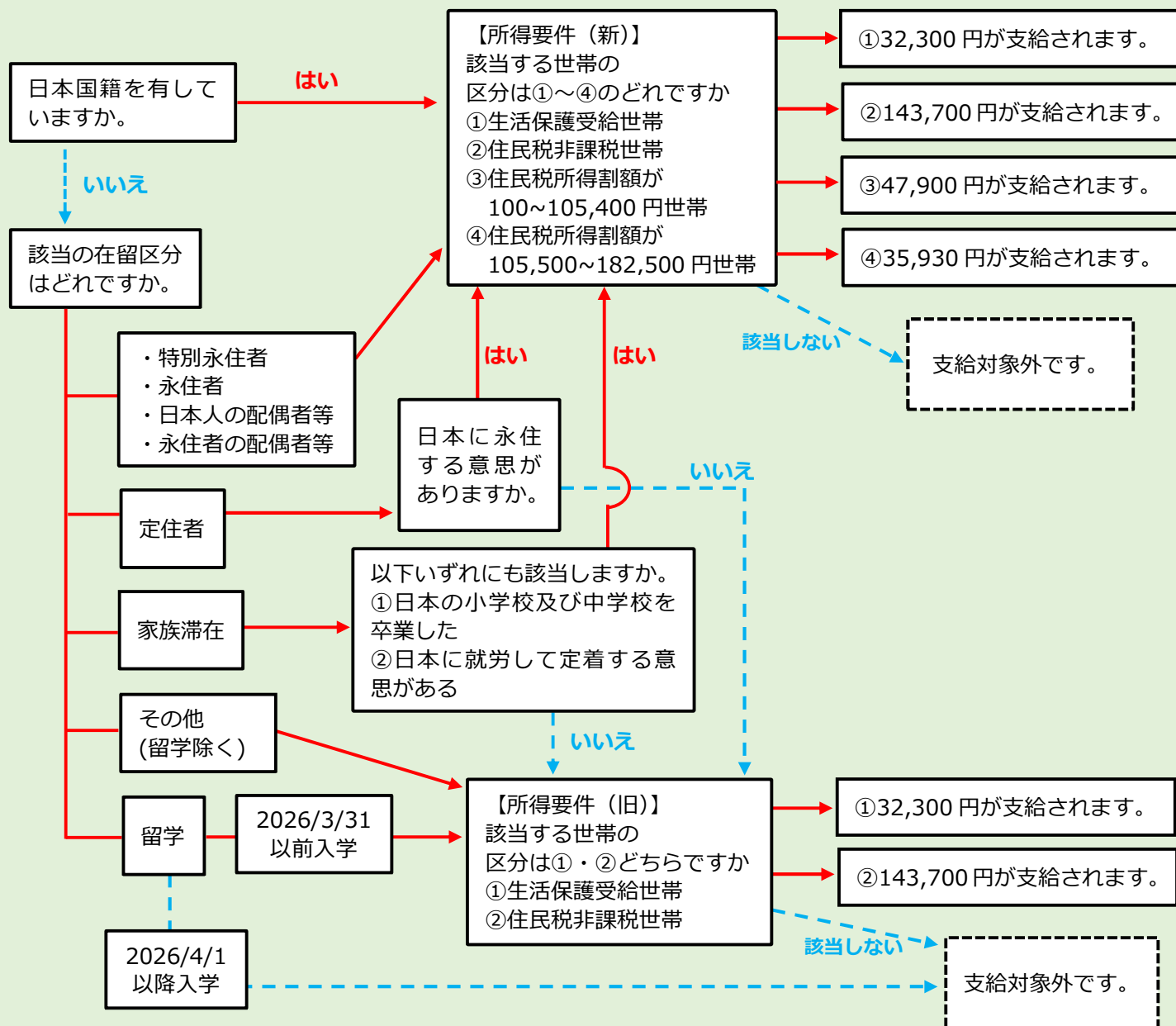
☆支給時期の目安は、学校の申請締切日から2～3か月後です。

- ①申請希望者は事務室から奨学給付金の申請書をお受け取りください。
（当校ホームページからも取得可能です。取得後は同ページの Google フォーム にご回答お願いします。）
- ②申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付し、事務室に提出してください。
- ③認定可否を判定後、在学する学校から、審査結果通知を発出します。

支給対象確認及び申請書類については裏面に記載

(裏面)

<奨学給付金（通常給付）に係る支給対象・金額確認シート>



●申請書類

共通書類

- ・受給申請書
- ・口座振替依頼書、通帳の写し



記載したもの以外の追加書類を提出いただく場合があります。ご了承ください。

+

日本国籍

- ・生徒の住民票の写し
(本籍の記載があるもの)
- ・生活保護(生業扶助)受給 世帯の場合
→生活保護受給証明書
※生業扶助(高等学校等就学費)の
受給が確認できる書類
- ・住民税所得割額が182,500円未満の世帯の場合
→保護者等全員分の **R8年度** 課税証明書

日本国籍以外

- ・生徒の在留カードの写し 又は 住民票 等
(国籍・在留資格・在留期間の記載があるもの)
- ・生活保護(生業扶助)受給世帯の場合
→生活保護受給証明書
※生業扶助(高等学校等就学費)の
受給が確認できる書類
- ・住民税所得割額が182,500円未満の世帯の場合
→保護者等全員分の **R8年度** 課税証明書

共通書類以外の書類は、本申請前の他の手続きにおいて提出済で、記載情報に変更がなければ再提出が不要となる場合があります。